

高額療養費制度の見直しについて

1 高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えた分が高額療養費として支給される制度です。

2 見直しの概要

① 見直しの時期

令和8年8月から

令和9年8月から(2段階改正)

② 見直しの内容

(1)「年間上限」の導入(令和8年8月から)

長期療養者の経済的負担に配慮する観点から、月単位の「限度額」に到達しない方であっても「年間上限」に達した場合には、当該年(8月～翌年7月)においてそれ以上の負担は高額療養費として支給されます。

(2)月額上限の増額(令和8年8月～令和9年7月まで)

所得区分ごとの月額上限を増額改定する。

所得区分 (年収目安)	現 行	令和 8 年 8 月～	
	月額上限	月額上限	年間上限
約 1,160 万円～	252,600 円+1%	270,300 円+1%	1,680,000 円
約 770 万円～ 約 1,160 万円	167,400 円+1%	179,100 円+1%	1,110,000 円
約 370 万円～ 約 770 万円	80,100 円+1%	85,800 円+1%	530,000 円
～約 370 万円	57,600 円	61,500 円	530,000 円 ※1(410,000 円)
非課税【70 歳未満】	35,400 円	36,900 円	290,000 円
非課税【70 歳以上】	24,600 円	25,700 円	290,000 円
非課税一定所得以下 【70 歳以上】	15,000 円	15,700 円	180,000 円

(3)令和9年8月からの見直し

所得区分を細分化及び月額上限を増額予定。

3 制度周知について

- ① 市ホームページ
- ② 広報(8月号)
- ③ 高額療養費申請書を対象者へ送付時にリーフレットを同封(毎月)